

2026年6月16日

区分所有者各位

ステラタワー神立管理組合法人 理事会

## ステラタワー神立における「民泊禁止徹底」のお願い

昨今の観光需要の回復に伴い、近隣や他地域のマンションにおいて、専有部分を宿泊施設として貸し出す「民泊」によるトラブルが散見されるようになっております。当マンションにおきましても、改めて皆様に規約をご確認いただき、未然にトラブルを防ぎたいと考えております。

### 1. 管理規約における定め

当マンションの管理規約 第12条(専有部分の用途)では、「専有部分を住宅宿泊事業に使用してはならない」と定められております。これは、不特定多数の方の出入りによる防犯上のリスクやトラブル(騒音、ゴミ出し、共用施設の使用等)を未然に防ぐためのものであり、皆様の平穏な生活を守るための大切なルールです。

### 2. 区分所有者の皆様へのお願い

#### ・ご所有物件の確認:

ご自身で利用されている場合はもちろん、第三者に賃貸されている場合も、利用される方への説明を徹底していただき、民泊として利用(再転貸)されることのないよう、適正な管理をお願いいたします。

#### ・情報共有のお願い:

万が一、気になる事象を見かけられた際は、管理事務室までお知らせください。

### 3. 安心できるリゾート環境のために

他のリゾートマンションでは、民泊利用によるトラブルから、安全安心が損なわれる事象が発生しているとの報告が出始めています。区分所有者の皆様一人ひとりがご協力いただくことで、資産価値の維持と安心な暮らしが保たれると考えております。今後も良好なリゾート環境を維持するため、改めてご理解とご協力のほどお願い申し上げます。